

多量排出事業者処理計画・実施状況報告における 主な改正点と注意点

1. 提出義務者（変更無し）

(1)実施状況報告書

前年度に処理計画を提出した者及び前年度に多量排出事業者（普通産業廃棄物は1000t以上、特別管理産業廃棄物は50t）であった者。

例えば、平成23年度でいうと、「平成22年度の処理計画書を提出した者」は平成22年度の実績が多量排出事業者か否かにかかわらず、実施状況報告書を提出する義務があります。

(2)処理計画書

前年度に多量排出事業者であった者。

例えば、平成23年度でいうと、平成22年度に多量排出事業者であった者は、平成23年度の処理計画書を提出することとなります。

すなわち、平成21年度に引き続き平成22年度に多量排出事業者であった者は、平成22年度の実施状況報告書及び平成23年度の処理計画書の両方の提出が必要になります。

2. 様式について

(1) 根拠法令

処理計画書

普通産廃 法第12条第9項 施行規則第8条の4の5

特管産廃 第12条の2第10項関係 施行規則第8条の17の2

実施状況報告書

普通産廃 法第12条第10項 施行規則第8条の4の6

特管産廃 法第12条の2第11項 施行規則第8条の17の3

(2)様式

普通産廃 処理計画書：様式第二号の八 報告書：様式第二号の九

特管産廃 処理計画書：様式第二号の十三 報告書：様式第二号の十四

具体的様式は配付資料を参照してください。また、記載例と共にHP上にエク

セルフファイルで公開します（以下このファイルを様式ダウンロードファイルとする）。

3. 計画等の変更及び注意点

・計画にあっては委託する処分（様式第2号の2及び第2号の4）、実績報告にあっては委託した処分（様式第2号の3及び第2号の5）の内容について、再生利用、熱回収、処分の別・その主な方法や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別に記載することとなります。

・処理計画書及び実施状況報告書はインターネット上で公表することとなっていますので（施行規則第八条の四の七等参照）、会社印、代表社印および個人情報記載はしないでください。

・産業廃棄物の分類に変更はありません。従来通りの分類になります。なお、様式ダウンロードファイルに種類一覧表シートを付けてありますので参照してください。

・実施状況報告書については、第二面を産業廃棄物の種類ごとに作成、記載してください。

・処理計画書については、産業廃棄物の種類記載欄が二種類しかありません。三種類以上の産業廃棄物を扱う計画の場合は、様式ダウンロードファイルに別紙シートを入れてありますのでそちらを使用してください。

4. 提出および公表

公表はインターネットで行います。

都道府県知事への提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うことが原則となります。

提出先は、

県環境指導課メールアドレス: kankyoushidouka@pref.tokushima.jp

件名に必ず、「処理計画書」ないし「実施状況報告書」と記載してください。

なお、やむを得ない事情がある場合は、

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 危機管理環境部 環境指導課

審査・指導担当 宛てに郵送してください。

また、南部・西部各総合県民局の管内にある事業者についても、一律に本庁環境指導課に提出いただくことになりましたのでご了承ください。

5. 提出期限

毎年6月30日

6. 罰則（法第33条）

計画及び実績報告を提出せず又は虚偽記載をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。